

高石市教育委員会定例会会議録

(令和4年1月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	令和4年1月12日 午後3時00分
閉 会	令和4年1月12日 午後3時20分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 木 寄 茂 巳 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 石 坂 秀 樹 教育部次長兼 社会教育課長兼公民館長 : 佐 藤 信 雄 教育部次長兼 学 校 教 育 課 長 : 松 田 訓 一 教 育 総 務 課 長 : 西 川 浩 二 教育総務課長代理 : 前 川 恭 徳 学 校 教 育 課 参 事 : 山 崎 陽 子 学 校 教 育 課 長 代 理 : 杉 原 敦 史 学校教育課 教育研究センター所長 : 阪 口 敏 基 こども家庭課長 : 家 村 美 雪 子育て支援課長 : 阪 上 徹 教 育 総 務 課 : 中 阪 三 明

議題及び議事の要旨及び議決事項

・ 報告第1号 令和4年度全国学力・学習状況調査への参加について

次長兼 学校教育課長	<p>報告第1号、令和4年度全国学力・学習状況調査への参加について、説明します。</p> <p>本報告は、令和4年4月19日に全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することにより、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的として、文部科学省が実施する「全国学力・学習状況調査」について、12月定例会において、承認いただきましたとおり参加の意向で回答しましたことを高石市教育委員会通則第2条第2項の規定に基づき、教育長が臨時代理しましたので、その旨報告するものです。</p> <p>資料は2ページから添付しておりますが、令和3年12月21日付けで文部科学省から各都道府県等に「令和4年度全国学力・学習状況調査の実施について」の通知が発出され、それを受けて大阪府から各市に同日付で参加意向調査が令和4年1月7日を期限として送付されました。その調査に対し、議決いただいたとおり、全校参加で回答いたし</p>
---------------	--

	<p>ました。</p> <p>内容については、先月説明させていただいたとおり、理科が予定通り実施されます。それ以外は、今年度と同様の実施となります。</p> <p>なお、令和4年度は、児童生徒質問紙において、参加の意向を文部科学省に回答した後に各学校に直送されるIDやパスワードを使用して、各学校が調査に参加する児童生徒人数等の基本情報を入力する際に、紙媒体による回答か、オンラインによる回答かどちらかを選択することが可能となっています。これが、令和4年度における大きな変更点となっており、様々な利点と問題点があると思いますが、教育委員会からはどちらを選択するかは指示は行いません。</p> <p>以上、令和4年度の全国学力・学習状況調査へ参加することで回答しましたので、報告します。</p>
吉村委員	<p>オンラインで一部実施ということで、各学校が選択できるということですが、オンラインで行くと質問の内容について、実施校には回答は何も残らないのですか。</p>
次長兼 学校教育課長	<p>これまで紙媒体で回答していたときも、各学校において、国語、数学等の回答は、コピーを取っていましたが、アンケートについては取っておりません。結果とともに回答が戻ってくる際にわかりますので、タイミングとしてはこれまでと同様となっております。</p>
西中委員	<p>オンラインで回答することは、全校可能なんですか。</p>
次長兼 学校教育課長	<p>実施要領において、一部の学校でオンラインによる回答方式を実施するとされておりますが、実施学校数の制限が設けられておりません。10校すべて実施となった場合、どういう判断がされるのかはこの後の推移を見守ることになります。今回に関しましては、これまで学力の調査と同日に行っていましたが、オンラインで回答する場合は、学力調査の当日から1週間程度の期間でどこかの日を指定されることとなります。数につきましても、多すぎた場合は調整が入る可能性もあると思います。詳細は届いておりませんので、分かり次第報告します。</p>
西中委員	<p>今の時点では、教育委員会からは回答方法の指導はしないで、各学校長の判断となるのですか。</p>
次長兼 学校教育課長	<p>オンラインによる回答の場合、どこかの日を指定されることになり、各学校の行事等事情がありますので、教育委員会で指示することは難しいと考えますので、各学校の判断となります。</p>
木寄教育長	<p>報告があったものとして処理します。</p>

・報告第2号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	<p>本件は、高石市教育委員会の後援等に関する規程第2条第1項の規定に基づき処理したものについて、同条第2項の規定により、19ページ記載の学校教育課1件、社会教育課8件の報告をするものです。</p>
木寄教育長	<p>報告があったものとして処理します。</p>

・報告第3号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各所属長	<p>令和3年12月15日から令和4年1月11日までの当委員会関係諸行事について説明。</p>
木寄教育長	<p>報告があったものとして処理します。</p>